明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔法　律〕
○特定複合観光施設区域整備法（八〇）　一八
○平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（八一）　六三

〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（二一一）　六三
○財務省組織令の一部を改正する政令（二一二）　七一
○厚生労働省組織令の一部を改正する政令（二一三）　七一
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一四）　七二
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一五）　七三
○平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二一六）　七三
○鉄道軌道整備法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一七）　七三
○鉄道軌道整備法施行令の一部を改正する政令（二一八）　七三
○医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二一九）　七三
○医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二三〇）　七四
○児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（二三一）　七四
○児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（二三二）　七四

〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房五）　七六

〔省　令〕
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務五七）　七六
○医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働九三）　七七

〔告　示〕
○電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件（総務二六五）　九三
○周波数割当計画の一部を変更する件（同二六六）　九三
○労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（厚生労働二八六）　九四
○労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（同二八七）　九四
○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（同二八八）　九五
○労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（同二八九）　九五

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇特定複合観光施設区域整備法（法律第八〇号）

（特定複合観光施設区域整備推進本部）

1　総則

(一)　目的

この法律は、我が国における人口の減少、国際的な交流の増大その他の我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することが一層重要となっていることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下「推進法」という。）第五条の規定に基づく法制上の措置として、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、特定複合観光施設区域に関し、国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による区域整備計画の作成、国土交通大臣による当該区域整備計画の認定等の制度を定めるほか、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置、カジノ施設への入場等の制限及び入場料等に関する事項、カジノ事業者が納付すべき国庫納付金等に関する事項、カジノ事業等を監督するカジノ管理委員会の設置、その任務及び所掌事務等に関する事項その他必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　「特定複合観光施設」とは、カジノ施設とイからホまでに掲げる施設から構成される一群の施設（これらと一体的に設置され、及び運営されるへに掲げる施設を含む。）で